

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月11日(水)午後1時50分から午後2時35分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

### 出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 檉市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	欠
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	出

4. 欠席委員 1人

### 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

## 6. 会議の概要

議 長

ただ今から令和6年第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員2名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番平野耕平委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第13号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第13号についてご説明いたします。

整理番号は、29でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畑、面積は50㎡です。

本件は売買による農地取得で、今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われま。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。譲渡人と譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと判断します。

以上です。

議 長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第13号、整理番号29は許可と決定します。

続きまして、議案第14号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第14号についてご説明いたします。

整理番号は、30でございます。

本件は農地の使用目的の変更に係る農地法第4条第1項に基づく一時転用の申請でございます。

申請人●●●●代表相続人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は171㎡です。

土砂の搬入を伴う「一定規模以上の農地改良」を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため「一時転用許可」の対象となります。

今回、地権者は亡くなられているため、代表相続人である●●さんが、隣接している宅地の空き家を解体するにあたり、重機やトラックなどの工事車両の通行のため、一時的な造成を行うことを目的に、工事期間中における一時転用の申請が行われました。入れた土砂は、工事終了後には宅地側に移し替えるとのことで、現状どおり復元する誓約書も提出されています。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

隣地の空き家の解体工事を行うため、一時的に土砂を入れ、進入路を確保するために申請があったもので、工事終了後には土砂を撤去し、原状復旧するとのことで、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

転用目的は一時的な進入路の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとのことであり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は一時転用であるため、特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は一時転用であるため、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長 　ただ今の事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第14号、整理番号30は許可と決定します。

続きまして、議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第15号についてご説明いたします。

整理番号は、28でございます。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、2筆、地目は2筆とも畑、面積は合計で217㎡です。

今回、譲受人が露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

以上です。

- 議 長 事務局からの説明が終わりました。
- 番 次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。
- 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。
- 隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、造成工事は行わず現状のまま使用する計画とのことで、隣接地への土砂の流出については問題ないと考えています。
- 雨水については、自然透水するので問題ないと判断します。
- 生活排水については、露天駐車場のためありません。
- 近隣農地への日照及び通風の影響については、露天駐車場のためありません。
- 以上です。
- 議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明してください。
- 事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。
- 転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。
- 資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。
- 以上です。
- 議 長 ただ今の事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。
- 質問、意見等はございませんか。
- (質問、意見なし)
- 許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 全員賛成でございますので、議案第15号、整理番号28は許可と決定します。
- 以上をもちまして、令和6年第10回総会を閉会いたします。